

相続のこと
(相続放棄 / 遺産分割 など)

注意事項
一般的に、申立てが多い類型のものを示したものであり、必ずしもあなたのケースに合致するとは限りません。どの手続きをとるべきか判断できない場合は、弁護士等の専門家に相談したり、家庭裁判所にお問い合わせください。なお、裁判所は、手続案内は可能ですが、法律相談や身の上相談に乗ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

R6.6 ver

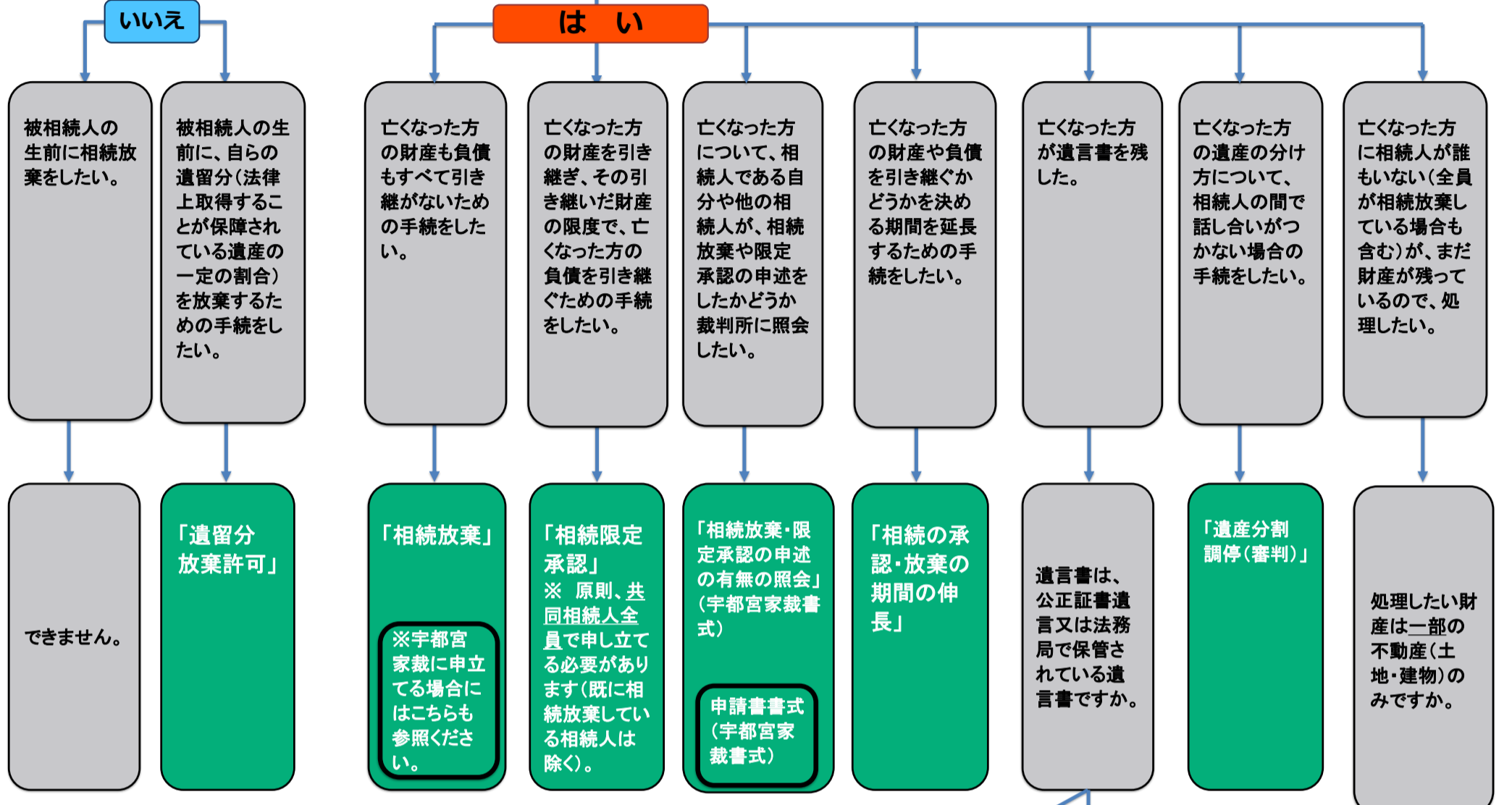
申立書ほか提出書面の書式等
(宇都宮)

スタート

はじめに、上記の「注意事項」を必ずご確認ください。



被相続人は既に死亡している。



その他 関連する手続

